

令和元年6月 真鶴町教育委員会定例会要旨 会議録

期 間： 令和元年6月24日（月） 午前10時12分より

場 所： 真鶴町民センター 第2会議室

出席者： 牧岡努教育長、瀧本朝光委員（教育長職務代理者）、
草柳栄子委員、佐々木美穂委員、松野司委員
岩本幹彦教育課長、後藤由多加指導主事、
大竹建治生涯学習係長、奥村裕学校教育指導員
書記：小野真人学校教育係長、秋澤勝太主事

欠席者： なし

傍聴者： なし

議事

1 開会

教育長より、開会あいさつ

2 教育長の報告

(1) 学校教育に係る部分について

- ・園・学校の様子に関する事
- ・児童生徒指導に関する事
- ・学校の安全に関する事
- ・その他

(2) 生涯学習に係る部分について

- ・スポーツ・文化事業に関する事
- ・青少年育成に関する事
- ・文化施設に関する事
- ・その他

3 協議事項

(1) 真鶴町学校教育あり方検討会設置規則の制定について

係長： よろしくお願いたします。資料1「真鶴町学校教育あり方検討会設置規則」をご覧ください。先月の定例会で、「学校教育のあり方検討会」の実施にあたりまして、委員の方々の報酬について条例で定めることについてご協議いただき

ましたが、6月議会で可決されましたので、これを受けまして今回規則を制定するものです。

では、まず第1条の趣旨です。この規則は、急速な少子高齢化に対して、これからの真鶴町の学校教育のあり方を検討するため、真鶴町学校教育あり方検討会を設置することに関し、必要な事項を定めるものとしております。

第2条は、検討会の検討事項ですが、(1) 学校教育で育てる能力等に関すること(2) 学校教育の内容に関すること(3) 学校教育の組織に関すること(4) その他検討会の目的達成に必要なこととしています。

第3条は、組織についてです。検討会は、次に掲げる者をもって組織する。

(1) 教育長(2) 一般公募による町民(3) 学識経験を有する者(4) 町内の各種団体関係者(5) その他教育長が必要と認める者としています。

第4条は委員の任期についてです。委員の任期は、2年以内とし、再任は妨げない。ただし、特定の職により委嘱された委員の任期は、当該職にある期間内としています。第2項は、委員が欠けた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間としています。

第5条は、検討会の役員ですが、(1) 委員長1名(2) 副委員長1名を置くこととし、委員長は、教育長をもって充てること、また、委員長は、検討会を代表し、会務を総括すること。副委員長は、委員の互選により選任すること、副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理することとしています。

第6条は、検討会の会議は、必要に応じて委員長が招集し、議長となることとしています。

第7条は、意見の聴取についてです。委員長は、会議の運営上必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、説明又は意見を聞くことができることとしています。

第8条は、検討会の公開についてです。検討会は、これを公開する。ただし、委員長の発議により、出席委員の半数以上の多数で議決したときは、検討会を公開しないことができることとしています。

第9条は検討会の庶務について、教育課において処理することとしています。

第10条は委任についてです。この規則に定めるもののほか、検討会の運営に関して必要な事項は、委員長が別に定めるとしています。

最後に、附則として、この規則は、公布の日から施行することとしています。

この規則についてお認めいただきましたら、今後、委員の選任手続き等を行っていきたいと考えています。私からの説明は以上です。

教育長： ただ今の説明についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員： 任期は2年になっているんですが、検討会そのものの設置期間はいつ頃まで、終わりがあるんですか。

課長： 特に会の終わりについては謳っておりません。目的が達成されるということ

ろで、終了するという流れと考えております。

教育長： よろしいでしょうか。他にご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員： 検討内容を見ると、学校経営とかにかかるとかにかかるとかかなり多いかなと思うんですけど、学校の職員がこの検討会に入るとかは検討されているんですか。

課長： この検討会について学校の職員は今の段階では考えておりません。

教育長： 校長会代表は。

課長： 町内の各種団体関係者の中で校長会の代表を1名考えております。

教育長： 他にはいかがでしょうか。

委員： 町内の各種団体の中でPTAとかの保護者関係はどうですか。

課長： 入る予定でおります。まだ、何団体入るかというのは、これから絞っていく段階です。

教育長： よろしいですか。他にいかがですか。では、このことについて採決をとります。真鶴町学校教育あり方検討会設置規則についてお認めをいただける方は挙手をお願いいたします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。では、協議事項の2番に移ります。真鶴町立真鶴中学校に係る部活動の方針の改定について事務局をお願いします。

(2) 真鶴町立真鶴中学校に係る部活動の方針の改定について

指導主事： 資料2になります。真鶴町立中学校の部活動に係る部活動の方針の改定について、その内容のご検討をお願いします。この度の改定は平成30年12月に文化庁において策定されました文化部活動のあり方に関する総合的なガイドラインを受けまして、県教育委員会が県立学校の部活動の方針について見直しと改定を諮りましたことにより、本町の方針についても見直しと改定を行うことといたしました。それでは、改定する内容についてご説明をいたします。文言の整理等の細かな変更箇所については省略をし、内容が大きく変わるものと新たに加えたものについて新旧対照表を使ってご説明をいたします。

それではまず項目1の「適切な運営のための体制整備の(1)部活動の方針の策定等」について1つ新たな内容を加えました。新旧対照表の2ページをご

覧下さい。そこにございますカタカナのエ「校長は、活動方針を学校のホームページへの掲載等により公表する」になります。このあと本方針の改定を受けまして中学校により策定する方針も改定が行われます。その方針について地域家庭にも周知が図られるような形での公表を求め新たに加えたものとなります。

次に（２）指導運営に係る体制の構築について大きな内容の変更はありませんがカタカナのアからオの項目についてその順番を変更いたしました。部活動の指導運営は校長の管理下において部活動顧問が実施することをより強調することを意味した順番の変更となります。この変更は県の方針の変更に伴うものとなっております。

次に項目の２「合理的でかつ効率的・効果的な活動の推進のための取組について」です。続いて新旧対照表の２ページをご覧ください。ここでは平成30年7月23日付で県教育委員会より依頼をされました「部活動における熱中症事故の防止等について」を受けまして、夏季に行われる部活動において生徒が熱中症になることを予防し、万一の際には適切な対応が図られることを求め新たに加えた内容となります。この項目ですけど、県立学校の方針には記載されていない内容ですけど、近年の状況を鑑み生徒の安全を配慮する観点から必要と考え項目に安全という文字を盛り込み次のようなものを入れました。読ませていただきます。「生徒の安全への配慮として、夏季の部活動においては、気象庁の高温注意情報が発せられた際に、屋外での活動を原則的に行わないこととし、こまめな水分・塩分の補給や適切な休憩の取得など生徒の健康管理を徹底すること。熱中症の疑いのある症状が見られた場合には、早期の水分・塩分の補給や体温の冷却、病院への搬送等、適切な対応を徹底すること。」という内容を加えさせていただきました。

続いて項目３「適切な休養日等の設定について」です。まず（１）の休養日の設定についてですけど、新旧対照表の３ページをご覧ください。真ん中の位置にあります四角囲みの中の52日の考え方の①です。これまでは、放課後の部活動が行われなければ休養日を１日とカウントして良いこととしておりましたが、「放課後の」という文言を削除することにより課業期間中の平日は朝の練習と放課後の練習の両方を休みとすることで休養日１日とカウントすることへの変更を表したものとなります。また「（２）活動時間について」という項目を新たに設けました。３ページを引き続きご覧ください。そこに記載をしておりますとおり、活動時間の目安として１日の活動時間は、長くとも平日２時間程度、週休日３時間程度とし、できるだけ短時間に、合理的でかつ効率的・効果的な活動を行うこととしました。これにつきましても県立学校の方針に倣い設定したのとなります。なお、事前に真鶴中学校に、本方針の改定内容について情報提供を行い現在の状況を確認しましたところ、休養日及び活動時間については改定の内容を超えるような部活動の実施状況は見られないという回答を得ております。今後も引き続き適切な部活動運営が実施されるよう本方針に改めて記載し確認をまいります。

続きまして項目５「学校単位で参加する大会の見直しについて」です。新旧対照表４ページをご覧ください。本項目は県立学校の方針を参考に新たに設けた

項目となります。「校長は、部活動が参加する大会等を把握し、週末等に開催される様々な大会等に参加することが、生徒や顧問の負担にならないよう、参加する大会等を精査する。」文言を加えました。このことにつきましても事前に中学校に確認したところ、生徒や顧問にとって負担となるような大会参加の状況は見られないとの回答を得ています。

最後に項目7の「見直しについて」です。新旧対照表の5ページをご覧ください。今後も必要に応じた方針の見直しを図るために新たに設けた項目となります。附則としまして、昨年度の確定日を施行日として記載し、今回改定が認められましたなら、の本日を改定した方針の施行日として記載をいたします。

以上が今回改定した内容となります。ご検討とご協議をお願いいたします。

教育長： では、今の説明についてご質問やご意見がありましたらお願いします。

委員： 今、現在、真鶴中学校は朝練等の部活動はあるのでしょうか。

指導主事： 実際には行っております。ただそれも、あまり早くからというところではなく、生徒に無理のない時間帯でということで、大体7時半以降という形で行っております。

教育長： 他にいかがでしょうか。

委員： 国とか県がガイドラインを作る時の根拠というか、最初に出た時の理由は何ですか。熱中症対策でしたか。

指導主事： 熱中症対策だけでなく生徒の、ここに書いてある本方針策定の趣旨等にあるんですけど、過度の練習を行うことに起因する障害やバーンアウトの予防、生徒のバランスのとれた生活と成長の確保などが目的となっております。また、加えて先生方の働き方といったところも改善を見ていくといったところが加えられています。

教育長： よろしいですか。

委員： 今までもずっと行われてきた部活動で、かなり学校としても今、子どもの障害であるとかバーンアウトであるとか、そういうところは気をつけながらやってきた部分もあるのかなと思っていたんですけど、あえて、こうやって出てくるといった時に、恐らく何か科学的な根拠があるのかなと思ってさっき読んでいたんですけど、そうすると高温注意情報とか35度以上は確かに最近の気象状況を考えると運動ができないというのはよくわかるんですけど、例えば活動時間が2時間になるとか、そういうものというのは、何処から出てきているのかなということと、子どもの発達ということなんですけど、本当に負担となる状況は見られないというのは学校の考えとしては分るんですけど、子どもの思い

とか、指導している先生の思いというのは、どういうふうになっているのかな。その辺もちょっと見ると良いかなと思ったんですが、みんなが望んでいることなんだよということでやろうとしていることなのか。そこも分ればというかそんなことも疑問として残ってしまう取り決めにならなければ良いなというふうに思います。

教育長： ご質問の1点目は練習時間等に関する根拠というのですか、そういうことですよね。2点目は子どもの思いというかそういうものが反映してあるのかどうかですね。2点についてどうでしょうか。

指導主事： まずは時間ですけど、国のガイドラインの方には定められておりましたが、昨年度、策定の段階では県もうちの町も、そこは盛り込んでおりませんでした。それは県の方針に倣うという形だったんですけど、国の方の指導が入りまして、そこはきちんと明記すべきだといったところで県立の学校は明記をされたので、本町の方でも明記すべきだといったところになります。国のガイドライン策定の際に、恐らく何の根拠もなくそういった時間設定をされていないと思いますので、医学的な根拠があつてのことだと思いますけど、それがどのような方のご意見を元に作成されたのかというのは私の方も確認できておりません。それが1つ目です。2つ目の学校の方の先生方、子ども達の声といった部分もあろうかと思うんですけど、現状の部活動の中で、特に先生方の方から昨年度の策定をした段階で、特にこのことについてのご意見等は聞いておりません。また、子どもたちから、これで不都合が生じているというような話も伺っておりません。以上です。

教育長： 他にいかがでしょうか。では、採決に移ります。真鶴町立真鶴中学校に係る部活動の方針についてお認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。次に移ります。

(3) 教育子育て支援員について

教育長： 協議事項の3番、教育子育て支援員についてになります。これは私の方から説明をします。資料の3をご覧ください。

教育子育て支援の職務についてということの案になります。教育子育て支援員の配置の目的です。教育及び子育てに係る諸課題に対しての対応の充実・強化を図る。この対応の充実・強化というのは具体的には関係機関との情報共有・行動連携、その部分の充実・強化ということを主に考えております。

職務の内容1つ目、教育分野での子育て支援に係る諸課題の把握と対応。

2つ目、関係機関との連絡・調整・協働対応。3つ目、子育てに関する問い

合わせや要望の窓口の一元化の推進。4つ目、子育て人材の集中的管理と各機関の連携による有効活用の推進。この4つの職務内容については今までも教育子育て支援に関わる分野につきまして、健康福祉課の子育て支援と連携する内容またはどうしてもある部分重なる内容というものがありませんでした。そのことについて、情報共有とか行動連携の充実強化を目指してということで特に（1）（2）については健康福祉課、ある時は児童相談所などとの事を想定しております。なお（3）（4）については職務の内容等ありますが、今年度については年度途中のスタートでもありますし、初めての職務になりますので（1）（2）を重点的に行い（3）（4）については今後の中でこのような職務にも関わっていく。この（3）（4）については健康福祉課との関係も強くなりますが、これらのことを直接的なケースに対するものではありませんが、（3）（4）を行うことによって環境を整えていくというような意味合いもあります。

3番サービスについてです。（1）遵守すべき事項①職務遂行上、知りえた情報は全て守秘義務とし、これを厳守する。②教育子育て支援員の立場を利用して私的に保護者や子ども等に関わることを禁じ、これを厳守する。③個人情報の取扱いは、紛失及び流出等が起きないように十分注意を払うこととする。④関係課及び関係機関への情報提供にあたっては、課題解決のために必要な範囲とし、守秘義務及び個人情報の取扱いについては互いに確認する。（2）勤務時間の原則①勤務時間は週15時間とする。②勤務日の割振りは、週のうち、水曜日、金曜日を原則とする。（3）賃金は別に定める。（4）配慮事項①関係課及び関係機関への連絡・調整にあたっては、所属長及び所属長の認めた者の承諾を得ること。②職務の遂行状況等に関することは指導主事等への報告・連絡・相談を十分に行うこと。これらのことを踏まえて7月から教育子育て支援員の方に活動を開始して健康福祉課・児童相談所との関係を十分強化して教育子育て支援の充実強化にあたっていきたいと考えております。以上が説明になります。説明についてのご意見、ご質問がありましたらお願いします。

委員： 通常は支援員の方は教育委員会の窓口ですか。それとも1階の支援室ですか。

係長： 教育委員会です。

委員： 私も1つはその話を聞きたいなと思ったんですけど、週2日という勤務で、恐らく今までにない立場の人が入ってくるということで、凄く活用ができるのかな。それで健康福祉課とも連携が取れる、その窓口になってくれて、色々な情報も入った中で、色々な関係機関をつなげていくという立場なのかなと思うんですけど、そうした時に、学校にいて、学校の先生方との情報交換というか、情報をもらおうと、先生方は殆ど管理職だと思うんですけど、そこからもらおうとか、そういう活動もできたらいいのかなと。学校にいと子どもの様子もわかるし、また親が訪ねてきた時に、すぐに話しに参加できたりという職員だけでなく子どもや親というつながりができるのかなと。ただ2日間ずっと行っちゃおうと、今度は委員会とのつながりが薄れていっちゃうんで、というあたりを週

15時間なんですけど、上手に学校に午前中に行っているとか、そんなふうにしていくと、より関係のつながりの充実ができるんじゃないかと期待が持てると思います。

係長： 今おっしゃられたように学校の方に実際に行っていただいて子どもの様子を見ていただいたり、時によっては生涯学習で行っている放課後子どもいきいきクラブで子どもの様子を見ていただいたり、子どもの状況を掴んでいただきながら繋がりを充実させていただけたらと考えています。

教育長： 他にご意見、ご質問がありましたらお願いします。では、採決の方に入ります。教育子育て支援員の職務についてお認めをいただける方は挙手をお願いします。

全委員： (全員挙手)

教育長： 全員賛成です。案の字を消して下さい。以上をもちまして協議事項を終わります。

報告事項： 施設の月別利用状況、事業計画等を説明

教育長： 以上をもちまして6月の定例会を終わりにします。